

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市市民館使用規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表その他の項中

「

液晶プロジェクター	1,500	1	1台	幸・中原・麻生に適用
-----------	-------	---	----	------------

」

を

「

液晶プロジェクター	1,500	1	1台	幸・中原・多摩・麻生に適用
-----------	-------	---	----	---------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

## 制 定 理 由

多摩市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するものである。

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

3

改正後						改正前					
○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号  (第1条~附則 略)						○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号  (第1条~附則 略)					
別表(第8条関係) 市民館設備使用料一覧						別表(第8条関係) 市民館設備使用料一覧					
1 ホール						1 ホール					
種別	品名	金額	回数	単位	備考	種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響設備						音響設備					
照明設備						照明設備					
舞台設備						舞台設備					
その他	映写機	800	1	1台	16ミリ	その他	映写機	800	1	1台	16ミリ
	ビデオプロジェクター	800	1	1台	高津に適用		ビデオプロジェクター	800	1	1台	高津に適用
	液晶プロジェクター	1,500	1	1台	<u>幸・中原・多摩・麻生</u> に適用		液晶プロジェクター	1,500	1	1台	<u>幸・中原・麻生</u> に適用
	持込器具	100	1	1キロワット			持込器具	100	1	1キロワット	
(以下 略)						(以下 略)					